

## 小規模事業者生産性革命推進事業費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、人口減少や経営者の高齢化、消費者ニーズの多様化等、小規模事業者を取り巻く経営環境がますます厳しさを増す中、頑張る小規模事業者の人手不足を解消するとともに、更なる成長発展を促進することにより地域経済の活性化を図るため、徳島県内の小規模事業者が、商工会、商工会議所、徳島県商工会連合会又は徳島県中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）の支援を受けながら新たに行う、I o T、ビッグデータ、A I、ロボット等の活用により生産性の向上を図る先進的な取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者。ただし、イからエについては、その構成員の3分の2以上が小規模事業者である組合に限る。

ア 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する協業組合又は商工組合

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合

(2) 徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主であること。

(3) 直近1年間以上の営業実績があり、この期間に決算を行っていること。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業計画書（別紙1）

(2) 経費明細表及び資金調達内訳表（別紙2）

(3) 経営計画及び資金計画（別紙3）

(4) 宣誓書（別紙4）

- (5) 申請者が第2条第1号アに該当する場合は、従業員等名簿（別紙5）
- (6) 申請者が第2条第1号イからエのいずれかに該当する場合は、小規模事業者が3分の2以上であることの証明書（別紙6）
- (7) 支援計画書（別紙7）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

4 規則第3条の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第2号）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 知事は、前号の報告があった場合、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (3) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳（様式第3号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく知的財産権等取得等届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、補助事業者の当該補助事業の成果の事業化、知的財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又はその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その10パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、

より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合  
(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業の経費の配分(内容)変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第9号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書(別紙1)

(2) 経費明細表及び資金調達内訳表(別紙2)

(3) 申請者が第2条第1号アに該当する場合は、従業員等名簿(別紙3)

(4) 申請者が第2条第1号イからエのいずれかに該当する場合は、小規模事業者が3分の2以上であることの証明書(別紙4)

(5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第4条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告書の提出前に補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金

請求書に規則第6条の規定による通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助事業終了後における状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、その後の取組み状況について、毎会計年度終了後90日以内に、補助事業終了後状況報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 第1項によるもののほか、補助事業者は、補助事業に関する調査に協力しなければならない。

(成果の発表)

第14条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

(証拠書類等の保管)

第15条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格単価50万円以上のものとする。

3 規則第17条の知事が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、経済産業大臣が定める期間とする。

4 知事は、規則第17条の承認をする場合、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、2部(正1部、写し1部)とする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 生産性革命対応・小規模事業者育成事業費補助金交付要綱は廃止する。

3 この要綱の施行前に生産性革命対応・小規模事業者育成事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>次に掲げるすべての要件を満たす事業</p> <p>(1) 新たにIoT、ビッグデータ、AI、ロボット等の活用により生産性の向上を図る先進的な取組みであり、他の小規模事業者のモデルとなるような模範的な事業</p> <p>(2) 徳島県内の商工団体の支援を受けながら取り組む事業</p> <p>(3) 複数事業者による共同実施の場合にあっては、参画するすべての小規模事業者が関与する事業</p>	<p>専門家謝金、旅費、調査研究費、資料購入費、機械装置費、クラウド利用料、原材料費、技術導入費、知的財産等関連経費、借料又は損料、広報費、展示会等出展費、雑役務費、委託費、外注費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p>
<p>補助額</p>		
<p>・ 1事業当たり、単独実施の場合 1,000千円以内 共同実施や協同組合等実施の場合 2,000千円以内</p> <p>・ 事業承継に伴い後継者が生産性向上に取り組む場合、上記に最大1,000千円加算 ※ただし、組合実施は対象外 ※共同実施は、事業承継を行う企業の数に関わらず、加算上限を1,000千円とする</p>		

<p>(注記)</p> <p>・ 「生産性の向上を図る先進的な取組み」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新商品の開発又は生産</li> <li>② 新サービスの開発又は提供</li> <li>③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入</li> <li>④ サービスの新たな提供の方法の導入その他新たな事業活動のいずれかにより、経営の相当程度の向上を図る取組みをいう。</li> </ol> <p>・ 「経営の相当程度の向上」とは、3年間から5年間で、付加価値額又は一人当たりの付加価値額が年率3%以上かつ経常利益が年率1%以上向上することをいう。</p> <p>※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費          ※一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数          ※経常利益＝営業利益－営業外費用</p>
---